

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名	工事	所属課名
2. 工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	3. 受注者
		監督員名

①「施工プロセス」チェックリストは、土木工事標準仕様書、建設工事請負基準約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員が確認する。
②チェック欄には、机上での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば口に■マークを、OKでなければ備考欄や空白に指示事項や是正状況を記入する。
③用語の定義 契約後：当初契約後 変更後：工期内に行う契約変更後。

考 査 項 目	種 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)	チェック欄			備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手 前	施工中	完成 時	
I 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○工程表	・ 契約の日から起算して7日以内に、工程表を提出した。 (契約後、変更契約後)	□	□	□	(約款第3条) 土農林仕様書第1編1-1-4
		○コリンズ (CORINS) への登録	・ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (請負金額500万円以上が対象工事) (契約後、変更後、完成時)		□	□	土農林仕様書第1編1-1-7 ・ 変更時の技術者は主任、監理技術者のみ。 現場代理人や前記以外の技術者の変更は申請不要。 ・ コリンズへの登録は日付は、登録機関の登録日で判定する。 ・ 受注、変更、完成時の登録は監督員が登録内容確認書で確認する。 ・ 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 ・ 工事完成日は検査が工期内であれば検査日、工期以降であれば工期末日が完成日になる(工期末～検査日に担当技術を拘束しない)ことに留意。
		○建設業退職金共済 制度等	・ 掛金収納書が契約締結後原則1か月(電子申請方式の場合は40日以内)以内に提出した。 (着手前) ・ 掛金充当実績総括表を提示した。 (完成時) ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識」が現場に掲示されている。 (施工時1回程度) ・ 建設業退職金共済証紙の配布状況が受払簿等により確認できる。 (施工時1回程度)				土農林仕様書第1編1-1-50 ・ 中退共は、これに読み替える。(同等の他制度含む)
		○施工体制台帳	・ 施工体制台帳を現場に備え付け、その写しを提出した。 (施工時の当初、施工体制変更時) ・ 提出された施工体制台帳に必要書類が添付されている。 (施工時の当初、施工体制変更時) ・ 施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。 (施工時の当初、施工体制変更時) ・ 下請負人が再下請けを行う場合に再下請け通知書を元請負人に提出する旨の掲示を行っている。 (施工時の当初)		□	□	(建設業法第24条の8) 土農林仕様書第1編1-1-13 ・ 変更がある毎に、監督員に提出されている。 ・ 適正に記入されているか、添付書類に不足がないか確認する。
		○施工体系図	・ 施工体系図が工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示されている。 (施工時の当初、施工体制変更時) ・ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時適宜) ・ 施工体系図に記載されている主任(監理)技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	(建設業法第24条の8) 土農林仕様書第1編1-1-13 ・ 変更がある毎に、監督員に提出されている。 ・ 資格者証、名札等で確認する。
		○労災保険関係成立票	・ 「労災保険関係成立票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)		□		
		○建設業許可標識	・ 「建設業許可票」の標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者名等が正しく記載されている。 (施工時1回程度)		□		
		○法定外の労災保険	・ 法定外の労災保険に加入し、その証券またはそれに代わるものの写しを監督員に提出した。契約期間が工期を満たしている。 (施工時当初、工期変更時)		□	□	(約款第55条) 土農林仕様書第1編1-1-50
	II	○現場代理人	・ 現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時適宜) ・ 現場代理人は、「受注者の現場代理人への委任事項」について適切に処理している。 (施工時適宜) ・ 現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)		□	□	(約款第11条) ・ 常駐の作業日報がある。 (約款11条)
		○専門技術者	・ 専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	□	□	□	(建設業法第26条の3)
		○作業主任者	・ 作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	□	□	□	(労働安全衛生法第14条)

「施工プロセス」のチェックリスト

審査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)	チェック欄					備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中			完成時	
Ⅰ 施工体制	Ⅱ ・配置 ・監理技 ・術主 ・者任 ・技現 ・術場 ・者代 ・人	○監理技術者等の専任制	・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。)(着手前)	☐					・携行している資格証により本人であることを確認する。 ・下請契約の総額が5,000万以上は監理技術者が専任。 ・工事の請負金額が4,500万以上は主任技術者が専任。(下請同様)
			・監理技術者等が、工事現場内において名札等を着用している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		土農林仕様書第1編1-1-13
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		(建設業法第26条の4) ・明確な根拠に基づいて、技術的な判断を行っているか確認する。
			・施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。 (建設コンサルタント等に現場技術業務委託を委託している場合)(施工時適宜)		☐	☐	☐		土農林仕様書第1編1-1-9 ・建設技術センター業務委託がこれに該当。
		○下請負人の把握	・下請負人が建設工事指名参加資格者である場合には、下請負契約日が営業停止、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		土農林仕様書第1編1-1-12
Ⅱ 施工状況	Ⅰ 施工管理	○下請負人指導責任者配置届	・契約の日から起算して7日以内に、着手届と同時に下請人指導責任者配置届を提出した。 (着手前)	☐					(新潟県建設生産システム合理化指導要綱第9)
		○緊急連絡網	・異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)		☐				
		○設計図書の照査等	・約款第19条第1項(1)から(5)に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を報告している。 (着手前、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		(約款第19条第1項) 土農林仕様書第1編1-1-3
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提出して確認を求めた。 (着手前、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
		○施工計画書	・所定の項目が記載され、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出した。 (着手前、変更時)	☐	☐	☐			土農林仕様書第1編1-1-6 ・当初請負金額が500万円未満の工事で、指定工法、指定仮設のある工事、一般交通に影響のある工事、振動、騒音等公衆災害のおそれがある工事以外は施工計画書の省略可能。
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	☐	☐	☐			
			・新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組を採用する工事は、その記載がある。 (着手前、変更時)	☐	☐	☐			・「Poc-tech」システムを使用した場合は、システムにより作成される「打込計画書」にて施工計画を確認する。
		○施工管理・工事材料管理・出来形、品質管理	・工事材料の品質を証明する資料を整備、保管し、提示または提出している。 (施工時適宜)					☐	土農林仕様書第1編2-1-2
			・新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組を採用する工事は、そのガイドライン(案)に基づいて施工されていることが確認できる。 (施工時適宜、完成時)		☐	☐	☐	☐	
			・工事材料を品質に影響ないように保管している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			・自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面で確認できる。 (施工計画書提出時、完成時)	☐				☐	
			・出来型、品質管理を工事の施工と並行してその都度行っていることが書面で確認できる。 (段階確認時または完成時)		☐			☐	
			・提出が必要な工事書類が簡潔で必要以上に作成されていない。 (完成時)					☐	・提出済みの施工計画書や材料承認願等が再度作成されていない。 ・提出頻度を超える工事写真が作成されていない。 ・検査時の提示書類と提出書類がきちんと区別整理されている。
			・電子納品媒体の内容が問題なく作成されていることを確認し、その結果を「電子納品に係わるチェックシート」の「納品時チェック」欄に記録している。 (完成時)					☐	
		○現場環境改善	・実施について協議し、実施内容を施工計画書に記載するとともに、記載内容と現場が一致している。 (着手時、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		(現場環境改善に関する特記仕様書) ・協議により実施する場合に確認する。

「施工プロセス」のチェックリスト

考 査 項 目	種 別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄				備考	
			(チェックの時期の目安)	着 手 前	施 工 中		完 成 時	(指示事項及びその是正状況等)	
Ⅱ 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○検査（確認を含む） 及び立会い等の調整	・監督員の立会いに当たって、段階確認についてはあらかじめ段階確認願（種別、 細別、予定時期等）を提出している。 （施工時適宜） ・段階確認の確認時期が、適切である。 （施工時適宜）		□	□	□	土農林仕様書第1編1-1-24 （土木工事監督基準別表2）	
		○工事の着手	・契約の日から起算して7日以内（特記仕様書に定めがある場合は、その期日まで） に工事に着手した。（着手時）	□				（財務規則第171条） 土農林仕様書第1編1-1-11	
		○支給材料及び貸与品	・使用予定日の14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書 を提出した。（施工時適宜）		□	□	□	土農林仕様書第1編1-1-20	
		○建設副産物及び建設 廃棄物	・産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は電子マニフェストにより適正に処理されて いることを確認し、監督員に提示（資料を示し説明）した。（施工時適宜） ・産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しを提出した。 （施工時適宜） ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、 施工計画書に含め監督員に提出するとともに公衆の見やすい場所に掲げた。 （施工前）		□	□	□	土農林仕様書第1編1-1-20 土農林仕様書第1編1-1-22	
		○指定建設機械の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械）を使用している。 （施工時適宜）		□	□	□	土農林仕様書第1編1-1-39	
		Ⅱ 工 程 管 理	○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を適切に行っている。 （施工時適宜） ・現場条件や設計内容の変更への対応が早く、また地元調整を積極的に行い、その 結果を書類で提出した。（施工時適宜） ・官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面で連絡した。 （施工計画書等で事前に作業実施報告をしているものは除く）（施工時適宜） ・施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されてい るなど、週休2日に対する取組む姿勢が見られる。 （施工時適宜）		□	□	□	土農林仕様書第1編1-1-45 土農林仕様書第1編1-1-33
	Ⅲ 安 全 対 策		○安全活動	・新規入場者に対する安全教育を実施し、記録がある。 （施工時適宜、完成時） ・安全教育・訓練を月当たり平日以上実施し、記録がある。 （施工時適宜、完成時） ・安全巡視、作業前安全ミーティング（KY等）等を実施し、記録がある。 （施工時適宜、完成時） ・店社パトロールを適宜実施し、記録がある。 （施工時適宜、完成時） ・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 （同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される）（施工時適宜、完成時） ・使用機械、車輛等の点検整備等を実施し、その記録がある。 （施工時適宜、完成時） ・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記 録（機械の作業計画書）等がある。（施工時適宜） ・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 （施工時適宜） ・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理をチェックリスト等により 実施し、その記録がある。（施工時適宜） ・架空線等上空施設、地下埋設物件等の現地調査を行い、その結果を監督員に 報告している。（着手前） ・地下埋設物、架空線等に関する事故防止措置が実施されている。 （施工時適宜） ・交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されている。 （施工時適宜） ・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。 （施工時適宜）		□		□	（元方事業者における建設現場安全管理指針第2の9） 土農林仕様書第1編1-1-35 （元方事業者における建設現場安全管理指針第2の8及び第2の11） （元方事業者における建設現場安全管理指針第3の6） （元方事業者における建設現場安全管理指針第2の6） （労働安全衛生規則第167～169条） （土木工事安全施工技術指針4章2節7） （労働安全衛生規則第155条、第158条） （労働安全衛生規則第373条） （労働安全衛生規則第244条、第567条、第568条） 土農林仕様書第1編1-1-35
			○安全パトロールの 指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、 かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		□		□	
			Ⅳ 対 外 関 係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 （施工時適宜） ・地元住民や地権者との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適 切に行い、記録がある。（施工時適宜） ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている 記録がある。（施工時適宜）		□		□

Ver.R0710